

長崎県後期高齢者医療広域連合議会情報公開条例施行
規程

平成19年2月2日

議会告示第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合議会が管理する行政文書に係る長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年広域連合規則第3号）その他広域連合長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。